

# 介護老人福祉施設運営規程

特別養護老人ホーム Les 芦屋

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が開設する特別養護老人ホーム Les 芦屋（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）は、施設サービス計画に基づき、介護老人福祉施設に入所する者（以下「入所者」という。）が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 特別養護老人ホーム Les 芦屋
- 2) 所在地 芦屋市川西町14番1号

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
- 2) 医師：1名（嘱託）  
医師は、入所者の健康管理を行うとともに、必要な指示命令を行う。
- 3) 生活相談員：1名  
生活相談員は、入所者の処遇に関する計画を立案し、個別的相談に応じるとともに、介護職員等に対して必要な指導助言を与える。
- 4) 介護職員及び看護職員：23名（常勤換算）  
介護職員及び看護職員は、利用者に対して必要な介護にあたる。
- 5) 管理栄養士：1.5名  
栄養士は、利用者の栄養管理にあたり、献立表を作成して委託業者を指導する。
- 6) 機能訓練指導員：1名

機能回復訓練員は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

7) 介護支援専門員：1名

介護支援専門員は、専ら入所者に対する施設サービス計画の作成に従事するが、入所者の処遇に支障がなければ、他の職務に従事することもある。

8) 調理員：2. 5名

調理員は、栄養士の献立表に基づき、入所者に提供する食事の調理にあたる。

(入所定員)

第5条 施設の定員は29名とする。ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- ・ユニット数 3ユニット
- ・ユニットごとの入居定員           ①10名  
  ②9名  
  ③10名

(指定地域密着型介護老人福祉施設の内容)

第6条 指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

① 介護

介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

② 食事の提供

施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

③ 社会生活上の便宜の供与等

施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

④ 機能訓練

施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

⑤ 健康管理

施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

⑥ 相談及び援助

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

⑦ その他必要なサービス

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又

はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

#### （入居）

第8条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
- 3 管理者は、あらかじめ入居申込者又は身元引受人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居者の同意を得るものとする。
- 4 管理者又は計画担当介護支援専門員は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5 管理者又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効 期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

#### （退居）

第9条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人（家族等）に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- 一 入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
  - 二 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
  - 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
  - 四 入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、自立、要支援、要介護1又は2と認定されたとき。
  - 二 入居者が死亡したとき。
  - 三 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
  - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
  - 五 入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
  - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 3 管理者は、入居者の退居に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居の為に必要な援助をするものとする。

#### （入居者の入院中の取扱）

第10条 管理者は入居者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元引受人（家族等）の希望等を勘案

し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

#### (施設サービス計画)

第 11 条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうえで入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、第 1 項に規定する施設サービス計画の原案及び第 2 項に規定する変更案について入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

#### (施設サービス提供に関する記録)

第 12 条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

2 施設サービス提供に関する記録

イ 施設サービス計画書

ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録

3 前項に掲げる記録については、その完結の日から 5 年間備えておくものとする。

#### (苦情等への対応)

第 13 条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

#### (秘密の保持)

第 14 条 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

#### (協力病院)

第 15 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第 16 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

(掲示)

第 17 条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(利用料等の受領)

第 18 条 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割もしくは 2 割の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

①居住費

②食費

③利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

④理美容代

⑤前各号に定めるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者家族の同意をえるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 19 条 施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

1) 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員または看護職員を配置する。

2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(会計の区分)

第 20 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(緊急時における対応方法)

第 21 条 介護職員等は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 22 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(虐待防止に関する責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、介護相談の受入等)

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - 2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人千種会と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。